

議第81号

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「とともに、これらの者の生活を支援する」を削る。

付則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定を削る。

付則ただし書を削る。